

令和4年度(2022年度)

研究生・科目等履修生

「出願要項」

熊本大学薬学部

熊本大学大学院薬学教育部

(本学大学院生用含む)



# 目 次

1. 受入人員	1
2. 出願資格等	1
3. 外国人志願者の出願に際しての留意事項	3
4. 事前相談について	4
5. 出願期間	5
6. 出願手続	5
7. 検定料の払込方法	6
8. 注意事項	6
9. 選考方法	7
10. 合格発表	7
11. 入学手続等	7
12. 国際交流会館入居の申込みについて（外国人留学生のみ）	8
13. その他	8

## 【個人情報の取扱いについて】

熊本大学では、出願手続の際にお知らせいただきました住所・氏名等の個人情報は、入学者選考・合格通知・入学手続等を行うために利用いたします。  
お預かりした個人情報は、責任を持って管理し、目的以外の用途には使用しません。

## ◎ 非正規生（研究生・科目等履修生）の受入について

本学の教育（授業）・研究に支障のない場合に限り、選考の上、入学を許可する制度です。

## 1. 受入人員

若干名（本学の教育（授業）・研究に支障のない人数）

## 2. 出願資格

### ◎ 研究生

- ・特殊の専門事項について、指導教員の指導の下に研究を行います。
- ・入学の時期は4月1日又は10月1日とします。

### I. 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

#### 【学 部】

- (1) 大学を卒業した者（短期大学を含む。）
- (2) 旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者
- (3) 教授会で適当であると認めた者

#### 【大学院（博士前期課程）】

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれらに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 外国において、当該外国の大学における4年の課程を修了した者で、学校教育において通算15年以上の課程を修了した者
- (14) 外国において、学校教育における12年以上の課程を修了しており、当該外国の制度等により、我が国の大学卒業に相当する学歴を授与された者、又は我が国の学士に相当する学位を授与された者

### 【大学院（博士後期課程）】

- (1) 修士の学位又は専門職学位（以下「修士の学位等」という）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 薬学教育部において、個別の入学資格審査により、修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

### 【大学院（博士課程）】

- (1) 大学（薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する6年制学士課程）を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (3) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が該当外国の学校教育制度における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 薬学教育部において、個別の出願資格審査により、大学（薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する6年制学士課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月31日までに24歳に達している者

## II. 授業関係

1. 指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができます。
2. 在学期間終了前に、「研究成果報告書」を指導教員の確認を経て所属長に提出しなければなりません。
3. 研究成果は、教授会又は研究科委員会で審査し、願い出により業績を証明することができます。

## III. 在学期間

原則として1年です。ただし、願い出により更新を認めることがあります。（8ページ13(4)①参照）

## ◎ 科目等履修生

- ・ 本学の学部や大学院において開講している授業科目を履修する制度です。一般の学生（正規生）と同様に、試験等を受けて一定以上の成績を修めた場合は、その科目の単位を修得することが可能です。

### I. 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

#### 【学部】

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

#### 【大学院（博士前期課程）】

研究生の出願資格（1）～（12）と同様です。

#### 【大学院（博士後期課程）】

研究生の出願資格と同様です。

#### 【大学院（博士課程）】

研究生の出願資格と同様です。

### II. 授業関係

1. 許可された授業科目を履修することができます。授業科目の詳細については、本学のホームページにシラバスを掲載しておりますので、こちらをご参照ください。  
(トップページ>教育>教育サポートサービス) [http://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/kyouiku\\_support](http://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/kyouiku_support)  
なお、令和 4 年度「シラバス」は、同年 4 月頃参照可能となりますので、4 月入学の方は直接、薬学系事務室教務担当へお尋ねください。
2. 履修した授業科目について試験を受け、単位を修得することができます。
3. 履修できない授業科目があります。  
※履修の際は、薬学系事務室教務担当へ申し出てください。

### III. 在学期間

原則として当該年度に限ります。ただし、願い出により延長を認めることがあります。

## 3. 外国人志願者の出願に際しての留意事項

- (1) 外国人志願者については、指導教員と受入についての相談を行うとともに、必ず事前相談期限内に出願資格について事前相談を行ってください。事前相談がなかった場合、出願を認められないことがあります。
- (2) 外国からの出願の場合は、必ず、日本国内に代理人をたててください。代理人には出願から入学手続きまでの手続きを行っていただきます。
- (3) 外国人志願者が科目等履修生を希望する場合、「留学」の在留資格を得るには、各学期週 10 時間（7 科目相当）以上の履修が必要です。（詳細は、各自で日本の入国管理局へ確認してください。）

## 4. 事前相談について

(1) 出願資格を満たすか判断できない入学志願者及び外国人志願者の事前相談について

1～3ページの出願資格を満たすか判断できない場合や、個別の入学資格審査が必要な入学志願者及び外国人志願者は、出願に当たっては次により事前に相談してください。

### 【相談の時期】

- ① 国内からの志願者  
 前学期(4月)入学 令和3年12月24日(金)まで  
 後学期(10月)入学 令和4年4月28日(木)まで
- ② 外国からの志願者  
 前学期(4月)入学 令和3年9月30日(木)まで  
 後学期(10月)入学 令和4年2月24日(木)まで

### 【事前審査時に確認する資料 (外国人志願者の場合)】

- ① 履歴書(HP掲載 <http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/sonota/shakaijin/seikikateigai>「事前相談用履歴書」)  
 ② 卒業・修了証明書(又は見込証明書) ③ 成績証明書 ④ 学位記(学位を取得している者)

※1 国内からの志願者の場合は、上記とは別に、日本在住を確認するための資料として「住民票の写し」及びパスポート(個人ID、顔写真が記載されている頁、査証貼付の頁)を提示してください。

※2 事前審査に係る資料については、写しの資料で問題ありません。日本語以外で表記されている場合には、日本語の翻訳文を添付してください。

(2) 身体に障がいのある入学志願者の事前相談について

身体に障がいのある入学志願者は、本学において修学上特別な配慮を必要とする場合がありますので、出願に当たっては次により事前に相談してください。

### 【相談の時期】

- ① 国内からの志願者  
 前学期(4月)入学 令和3年12月24日(金)まで  
 後学期(10月)入学 令和4年4月28日(木)まで
- ② 外国からの志願者  
 前学期(4月)入学 令和3年9月30日(木)まで  
 後学期(10月)入学 令和4年2月24日(木)まで

区 分	特別措置の対象となる者
〔ア〕 視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字による教育を受けている者</li> <li>視力が高い方の目の矯正視力が0.15以下の者</li> <li>両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者</li> <li>上記以外の視覚障がい者</li> </ul>
〔イ〕 聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者</li> <li>上記以外の聴覚障がい者</li> </ul>
〔ウ〕 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者</li> <li>両上肢の機能障がい著しい者</li> <li>上記以外の肢体不自由者</li> </ul>
〔エ〕 病弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者</li> </ul>
〔オ〕 発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのための特別な措置を必要とする者</li> </ul>
〔カ〕 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔ア〕～〔オ〕の区分以外の者で特別措置を必要とする者</li> </ul>

【連絡先】 薬学系事務室 教務担当 (電話) 096-371-4635

## 5. 出願期間

前学期(4月)入学 令和4年2月14日(月)～2月16日(水)(必着) 持参者は16時まで  
 後学期(10月)入学 令和4年6月20日(月)～6月22日(水)(必着) 持参者は16時まで

※外国人志願者で外国からの出願の場合は、上記にかかわらず、次の期間までに代理人を通じて出願手続きを完了してください。

前学期(4月)入学 令和3年10月29日(金)(必着)  
 後学期(10月)入学 令和4年4月21日(木)(必着)

## 6. 出願手続

- ・郵送する場合は、封筒の表面に「研究生(又は科目等履修生)入学願書在中」と朱書き、「書留速達」としてください。
- ・持参する際の受付時間は、9時から16時までとします。

〔提出先〕 〒862-0973 熊本市中央区大日本町5番1号

熊本大学 薬学系事務室 教務担当 (電話) 096-371-4635

提出書類等	提出該当者	摘 要
入学願書	全 員	<p><b>所定用紙：</b>                      研究生で出願する場合は、<u>出願前に指導教員による面接を受け、承認印をもらってください。</u>                      科目等履修生で出願する場合は、<u>出願前に授業担当教員による面接を受け、面接欄に了承印をもらってください。</u>                      写真は縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向き、出願3か月以内に撮影したものを貼ってください。</p>
卒業・修了(見込)証明書 成績証明書	〃	最終学校のもの(大学を卒業した者は、 <u>卒業大学とそれ以降の全ての証明書</u> について提出)
検定料受付証明書 貼付台紙	〃	<p><b>検定料：</b>9,800円                      専用の払込用紙を使って、銀行の受付窓口で払い込んでください。払込後、「検定料受付証明書(「大学提出用」)」を「検定料受付証明書貼付台紙」に貼ってください。</p>
住所票	〃	<b>所定用紙：</b> 合格通知の送付先(日本国内)を記入してください。(本学薬学教育部学生は不要です。)
戸籍抄本	該当者	証明書の氏名が旧姓で記載されている者
履歴書	外国人志願者	<b>所定用紙：</b> 学歴は、小学校入学から最終学校卒業まで記入
住民票の写し	〃	日本国内に在住している者(市区町村長が発行したもの)
パスポートのコピー	〃	日本国外に在住している者 写真、氏名、パスポート番号が記載されているページのコピー
日本語又は英語の語学力を証明する書類	〃	日本語能力認定書(日本語能力試験)、日本留学試験成績通知書、TOEFL® Official Score Report、CET等
学位記(学位証書)	〃	学位を取得している者

\* 提出書類については、原本を提出(提示)してください。一部資料については、内容確認(資料複写)後に返却します。

(注) 各書類とも日本語以外で表記されている場合には、日本語の翻訳文を添付してください。

## 7. 検定料の払込方法

(1) 検定料 9,800 円

(2) 払込期間

前学期(4月)入学 令和4年2月1日(火)～2月16日(水)

後学期(10月)入学 令和4年6月1日(水)～6月22日(水)

外国人志願者で外国からの出願の場合

前学期(4月)入学 令和3年10月29日(金)まで

後学期(10月)入学 令和4年4月21日(木)まで

(3) 払込場所

銀行の受付窓口(ゆうちょ銀行及びATM(現金自動預払機)は使用不可)

振込手数料は、志願者本人の負担となります。

(4) 払込方法

- ① 検定料払込用紙に必要事項を記入して、必ず銀行の受付窓口(ゆうちょ銀行及びATM(現金自動預払機)は使用不可)で払い込んでください。
- ② 払込後、受付窓口で受領した「検定料受付証明書」を「検定料受付証明書貼付台紙」に確実に貼り付けて提出してください。
- ③ 外国からの出願の場合は、代理人を通じ日本国内の銀行より払い込んでください。

(5) 出願に際しての留意事項

- ① 検定料が払い込まれていない場合又は払込済の「検定料受付証明書」が「検定料受付証明書貼付台紙」の所定欄に貼り付けてない場合は、出願書類を受理しません。
- ② 払込済の検定料は、次の場合を除いて、いかなる理由があっても返還しません。
  - (ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった(出願書類を提出しなかった又は出願書類が受理されなかった)場合
  - (イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

### 返還請求の方法

返還請求の理由、志願者氏名(氏名の右側に押印)、志望学部(大学院)、郵便番号、現住所、連絡先電話番号、振込口座〔銀行名、支店名、普通預金の口座番号、口座名義(ふりがなも記入すること。)、志願者氏名と口座名義が異なる場合は志願者との続柄〕を明記した検定料返還請求書(様式は問わない。)を作成し、必ず「検定料受付証明書(台紙貼り付け用)」を添付して速やかに下記あて郵送してください。

送付先 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号

熊本大学財務部財務課収入・支出チーム収入担当 問合せ先 (電話) 096-342-3176

※なお、返還請求の受付は前学期(4月入学)は令和4年3月31日(木)、後学期(10月入学)は令和4年9月30日(金)までとし、受付日の翌月以降に返還する予定です。また、返還請求書の到着確認を行いたい場合は、書留や特定記録郵便等で発送の上、郵便追跡サービスをご利用ください。返還にかかる振込手数料は志願者の負担となります。

## 8. 注意事項

- (1) 出願書類に不備がある場合、受理できないことがあります。
- (2) 出願書類を受理した後は、検定料及び提出された出願書類は、原則として返還できません。
- (3) 入学後、提出書類及び記載事項に虚偽の記載が発見された場合には、入学許可を取り消すことがあります。



## 9. 選考方法

研 究 生：書類選考及び面接  
科目等履修生：書類選考及び面接

なお、外国人志願者は、日本語又は英語の語学力を証明する書類（日本語能力認定書（日本語能力試験）、日本留学試験成績通知書、TOEFL® Official Score Report、CET 等）を願書に添付してください。

## 10. 合格発表

合格結果については、本人（又は代理人）宛に通知することとし、合格者には、「合格通知書」等を送付します。

前学期（4月）入学者は3月下旬、後学期（10月）入学者は8月初旬頃  
（ただし、外国からの出願者は、前学期入学：12月中旬頃、後学期入学：6月下旬頃）  
なお、電話等による可否の照会には一切応じません。

## 11. 入学手続等

入学手続の詳細については、合格通知書発送の際、説明資料を同封します。

### (1) 入学手続期間

前学期（4月）入学 令和4年3月22日（火）～ 3月23日（水）  
後学期（10月）入学 令和4年9月8日（木）～ 9月9日（金）

### (2) 提出書類等

① 誓約書 ② 保証書 ③ カラー顔写真（1枚） … 等（同封の説明資料に明記）

### (3) 納入金

① 入学料の納入期間 前学期（4月）入学 令和4年3月23日（水）まで  
後学期（10月）入学 令和4年9月9日（金）まで  
② 授業料の納入期限 前学期分 4月末日  
後学期分 10月末日

	研究生	科目等履修生
入学料（予定額）	84,600円	28,200円
授業料（予定額）	月額：29,700円	1単位：14,800円

（注）1. 入学時や在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

（注）2. 入学した当初の月（4月又は10月）の初日以降に入学辞退の申し出があった場合は、受け付けることができないため、「退学」の扱いとなります。なお、履修を許可された全授業科目分の授業料を納めた上で「退学」の手続を取ることになります。

（注）3. 納入された入学料及び授業料は、原則として返還できません。

（注）4. 本学大学院に在学する学生（入学予定者を含む）が科目等履修生として入学する場合、科目等履修生に係る入学料・授業料は納入不要です。（出願時の検定料納付は必要です。）

### (4) 入学手続時の注意事項

① 入学手続期間中に入学手続きをしなかった者は、入学の辞退として取扱います。

② 履修科目の開講学期当初の月（4月又は10月）の初日以降に履修する授業科目の変更や取り消しはできません。

## 12. 国際交流会館入居の申込みについて（外国人留学生のみ）

研究生として入学後に本学の国際交流会館への入居を希望する人は、次により申し込んでください。

なお、科目等履修生については、国際交流会館へ入居することはできません。

また、国際交流会館の空き状況により、入居できない場合があります。

### (1) 入居申込書請求方法

以下の本学ウェブサイトから募集要項・申請書を取得することができます。

（10月入学：7月上旬ごろ掲載予定、4月入学：1月上旬ごろ掲載予定）

募集要項をご確認の上、申請書を提出してください。

#### 【ウェブサイトアドレス】

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaikouryuu/kokusaikouryuukaikan/ryoukin>

また、国際教育課の窓口で受け取るか、E-mail にて請求することもできます。

### (2) 入居申請書提出期日

4月入学：令和4年1月下旬（予定）

10月入学：令和4年7月中旬（予定）

※募集要項で確認してください。

### (3) 請求（照会）先・提出先

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学 学生支援部国際教育課 国際学生交流チーム 留学生ライフサポート担当

TEL：096-342-2160 FAX：096-342-2130

E-mail：gji-ryugaku@jimui.kumamoto-u.ac.jp

## 13. その他

(1) 科目等履修生として、複数学部の授業科目の履修を希望する場合は、出願前に薬学系事務室教務担当へ必ず申し出てください。

(2) 資格取得を目的とされる場合、必ずご自身で、履修すべき科目等を確認してから出願を行ってください。

(3) その他不明な点は、薬学系事務室教務担当へ問い合わせてください。

(4) 在学期間の延長等

#### ① 研究上の都合により研究生の在学期間の更新を希望する場合

在籍期間を空けずに、引き続き同一研究課題で同一の学部又は教育部で在学期間の更新を願い出る場合は、所定の手続きを経て、審査の結果、更新が認められる場合があります。（更新の場合、検定料及び入学金は不要です。）

ただし、**研究課題、指導教員、学部又は教育部を変更する場合は、新たな出願**として取り扱いますので、所定の検定料及び入学金が必要となります。

#### ② 科目等履修生として引き続き履修を希望する場合

在籍期間を空けずに、引き続き科目等履修生として在学期間の延長を願い出る場合は、所定の手続きを経て、審査の結果、延長が認められる場合があります。（延長の場合は、検定料及び入学金は不要です。）

熊本大学 薬学系事務室 教務担当  
〒862-0973 熊本市中央区大江本町5番1号  
電話：096-371-4635  
FAX：096-371-4639  
E-mail：sky-kyomu@jimu.kumamoto-u.ac.jp